

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和2年（2020年）7月豪雨に係る被害地域における感染症予防対策について

標記被害に際して、感染症の発生及びまん延を防止するため、地域の実情に応じ、下記に留意の上、感染症予防対策を円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

なお、今般の豪雨により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますようお願いいたします。

記

（1）避難所における感染予防対策

被災者の避難所での生活が長期化する可能性を踏まえ、避難所において感染症の発生及び感染拡大を防止するため、貴管内の市町村や、被災者、貴職員を含む関係者に対して咳エチケットやマスクの着用、手指衛生を周知徹底いただきますようお願いいたします。また、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理についても、徹底いただきますようお願いいたします。

（2）自然災害時の感染症対策に関するガイダンス

被災地における感染症予防対策にあたっては、参考1～3の資料を御参照の上、貴管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくようお願いいたします。また、本事務連絡にこれまでに作成した衛生的な手洗いや浸水した家屋の消毒方法等の感染症対策に係るポスター等の各種資料を添付しております。これらの資料については、自治体職員が避難所や浸水地域を巡回する機会における周知や、ホームページへの掲載、避難所における掲示等により、住民やボランティアの方々に対する周知等の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、要請に応じて、国立感染症研究所及び日本環境感染症学会等から感染症対策の専門家を派遣することができる旨申し添えます。

（3）感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第27条第2項及び第28条第2項においては、都道府県知事等が、一類感染症から四類感染症等の病原体に汚染された疑いのある場所等について、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への消毒及び駆除命令等では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し、又は都道府県等が、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を実施できることとなっています。新型コロナウイルス感染症についても指定感染症として、同規定が準用されています。

その費用面については、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができますので、よろしくお取り計らい願います。

（参考資料）

参考1 大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き（日本環境感染学会）

[http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti\\_kansenseigyoo.pdf](http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti_kansenseigyoo.pdf)

参考2 東日本大震災一地震・津波後に問題となる感染症－Version2（日本感染症学会）

[http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/110328\\_disaster.pdf](http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/110328_disaster.pdf)

参考3 「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」のガイダンス（暫定版）（日本感染症学会）

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance\\_zanteiban.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance_zanteiban.pdf)